

令和8年度分 市民税・県民税申告書の提出について

◎申告期間 令和8年2月2日(月)～令和8年3月16日(月)※土日祝日を除きます。

◎申告方法 郵送・電子申告または区役所へ持参

◎必要書類

- 申告書
 - 本人確認書類

(アまたはイをご用意ください。郵送の場合は写し(両面)を同封してください。)

ア.....マイナンバーカード(個人番号カード)

イ.....の両方 (a)マイナンバー(個人番号)入り住民票または
記載事項に変更がないマイナンバー(個人番号)の通知カード
(b)運転免許証等の顔写真付き本人確認書類または
健康保険資格確認書等の顔写真なし本人確認書類2種類
 - 源泉徴収票など収入金額がわかるもの
 - 医療費控除の明細書、医療費通知(原本)
 - 控除証明書など支払金額がわかるもの
- ※ 詳細は「令和8年度分 市民税・県民税(住民税)申告の手引き」2ページを参照してください。

**申告期間中は窓口が大変混み合います。
可能な限り電子申告または郵送による提出をお願いします。**

◎郵送で提出の場合

同封の返信用封筒に、上記の必要書類を入れて郵送してください。

原則、必要書類の返却はできませんので、控えが必要な場合はコピーしてください。
返信用封筒に入りきらない場合は、お手数ですがご自身で封筒をご用意ください。

◎郵送先 ※令和8年1月1日現在の住所により、管轄の市税事務所が異なります。

中央区、若葉区、緑区にお住まいの方

東部市税事務所市民税課

〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2-1-1
若葉区役所内

043-233-8140

(電話のかけ間違いにご注意ください)

花見川区、稲毛区、美浜区にお住まいの方

西部市税事務所市民税課

〒261-8582 千葉市美浜区真砂5-15-1
美浜区役所内

043-270-3140

裏面もご覧ください

◎税の申告（市民税・県民税の申告／所得税の確定申告）

税の種類	日 時	会 場
市民税・県民税の ● 提出 ● 相談	2/2 (月) ~ 3/16 (月) の平日 9:00 ~ 17:00	区役所 (中央：11階、花見川：2階、 稻毛：1階、若葉：1階、 緑：3階、美浜：2階)
所得税の ● 提出	2/16 (月) ~ 3/16 (月) の平日 9:00 ~ 15:00	区役所 (花見川：2階、稻毛：1階、 若葉：1階、緑：3階、美浜：3階) ※中央区役所では所得税の確定申告書の提出はできません。
所得税の ● 提出 ● 相談	2/16 (月) ~ 3/16 (月) の平日 3/1 (日) 8:30 ~ 16:00 (相談は9:00から)	千葉東税務署 1階 千葉西税務署別館 千葉南税務署別棟 ※3/1 (日)は千葉南税務署を除き開場 千葉南税務署については千葉東税務署と合同で、千葉東税務署において相談・受付を行います。

○日時により会場のフロアが変わることあります。区役所内の案内をご確認ください。

○区役所の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

○区役所での確定申告の作成相談の予約は終了しています。

○所得税の確定申告書を税務署以外の会場で提出した場合も、書類の確認は税務署で行います。

○税務署会場での相談を希望する方はLINEによるオンライン事前

予約をご利用ください。上記期間の当日の「入場整理券」の配布
は、無くなり次第終了となります。



友だち追加は
こちらから→



令和8年度の申告より、電子申告がスタートします！

eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます。

詳細は市税のホームページをご確認ください。



※申告についての詳細は、市政だより1月号・2月号や千葉市のホームページをご確認ください。



◎物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対策として、制度が改正されました。

令和7年度税制改正により、令和8年度市民税・県民税から改正後の制度が適用されます。

1 給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の方について、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。

2 扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

各種控除等の適用を受ける場合の所得要件額が48万円から58万円に引き上げられます。

3 大学生年代の子等に係る特別控除（特定親族特別控除）の創設

詳細は市税のホームページをご確認ください。

